

不燃・大型ごみを出す日

◇資源ごみ

3日(第1火曜日)

◇小型プラスチックごみ

10日(第2火曜日)

31日(第5火曜日)

◇燃えないごみ

17日(第3火曜日)

◇燃える大型ごみ

24日(第4火曜日)

☆ライターは中身を使い切り、ガスを抜いてから燃えないごみとして出してください。

御坊広域清掃センター「直接持込」

◇平日

8:00~11:45

12:45~16:00

◇休日【10月22日(日)】

8:00~11:30

※搬入許可申請書が必要です。

入手方法

- ・HP (御坊広域行政事務組合、市役所)
- ・窓口 (御坊広域清掃センター、市役所、市民サービスコーナー(名田))

10月は「3R推進月間」です!

10月は、環境省が定める「3R推進月間」です。ごみ減量の取り組みとして、10月は全国的に3R(リデュース・リユース・リサイクル)を推進しています。

本市では3Rの1つであるリサイクルの一環として、ペットボトル回収箱を市内各所に設置しています。回収されたペットボトルは主におぼん等に再利用されます。設置場所は、HPまたはごみ出しカレンダーに掲載しています。

また、和歌山県では毎年10月を「和歌山県ごみの散乱防止強化月間」とし、ごみの散乱を「しない」「させない」「許さない」取り組みを強化しています。

市民の皆様へ、限りある資源の大切さを認識し、市の環境保全のため、ご協力よろしくお願いします。

環境衛生課

☎0738-23-5506

FAX0738-24-3255

国民年金保険料の免除・納付猶予制度について

国民年金保険料は毎月納めていただきますが、収入の減少や失業等により、国民年金保険料を納めることができなくなることもあります。

しかし、保険料を未納のままにしておくと、将来の年金(老齢年金)や、障害や死亡といった不測の事態が生じたときに「障害年金」や「遺族年金」を受け取ることができない場合があります。

そのような状況を防ぐため、本人からの申請により、保険料が「免除」または「納付猶予」される制度があります。

制度の種類

①免除(全額免除・一部免除)制度
本人、配偶者、世帯主それぞれの申請年度の前年所得が一定額以下の場合や、失業等の事由がある場合に、保険料の全額ま

たは一部が免除となります。

なお、一部免除は、減額された保険料を納めないで未納期間となりますので、必ず納めてください。

※一部免除には、4分の3免除、半額免除、4分の1免除があります。

②納付猶予制度

50歳未満の方で、本人、配偶者それぞれの申請年度の前年所得が一定額以下の場合に、保険料の納付が猶予されます。

③学生納付特例制度

学生の方で、本人の申請年度の前年所得が一定額以下の場合に、保険料の納付が猶予されます。

①②③の制度は、過去2年までさかのぼって申請ができます。

※詳しくは国保年金課までお問い合わせください。

申・問 国保年金課

☎0738・23・5530
FAX0738・24・2890

年金相談会のお知らせ

年金記録の確認、年金の請求、年金見込み額の試算など、国民年金・厚生年金についてのご相談・手続きをお受けします。ぜひ、ご利用ください。

時 10月19日(木)

10時~11時30分

13時~15時

申場 市役所3階会議室

田辺年金事務所 お客様相談室

☎0739・24・0432

※電話予約が必要です。

(相談日の1か月前から予約を受付しています。)

問 国保年金課

☎0738・23・5530
FAX0738・24・2890



相続の疑問を解消しませんか?

相続セミナー

を開催します。

完全予約制
参加無料



令和6年4月1日
相続登記義務化

◆日時 11月15日(水) 13時~17時

◆場所 次のいずれかをお選びください。

① 本会場 (定員40名)

和歌山地方合同庁舎5階共用会議室 (和歌山市二番丁3)

② オンライン会場 (定員8名) ※本会場の映像をライブ配信します。

和歌山地方法務局御坊支局 (御坊市園369-6)

◆講師 公証人・司法書士・税理士・法務局職員

◆内容

各専門分野の講師陣が、「相続のプロ」として相続に関する疑問などを分かりやすく説明します。

◆申し込み・問い合わせ

和歌山地方法務局 総務課 ☎073-422-5131 (自動音声案内5番)
(11月10日予約締め切り。定員に達し次第、締め切ります。)

